

4 金 沢 志 津 夫 議 員

- 1 地方創生推進事業及び円山リゾートエリア再生可能エネルギー調査について
- 2 スケソ（スケトウダラ）漁業の現状と町の支援について
- 3 漁港区の現状と再整備について



1 地方創生推進事業及び円山リゾートエリア再生可能エネルギー調査について

新政クラブを代表し、一般質問を行います。

今年度6月の補正予算で、水産業振興費になまこ等増養殖実証事業費補助金、積丹半島地域活性化協議会運営費補助金、地域商社運営費補助金、地域商社出資金を合わせ、3千90万円が国の地方創生推進事業として計上されております。

また、積丹半島地域活性化協議会運営費補助事業は、平成27年度繰越明許費のうち、1千3百60万1千円が平成28年度の決算として認定されております。

これらはいずれも、国の地方創生推進事業として地域の漁業振興に即した施策と思われませんが、国から多額の補助を受けながらも、その事業の全容を知る関係者は少なく、町の説明も不十分であると感じております。

本事業の目的と事業内容、地域商社設立の目途や問題点、採算性と今後の計画についてどのように進められるのかお伺いします。

同じく今年度6月の補正予算で、円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査業務委託料2千9百30万円が計上され、すでに、コンサルタントの現地調査が終了し、分析中との報告がありました。

所管委員会で委員からの質問に答えるだけでなく、リゾート開発と再生可能エネルギー問題は岩内町全体の関心事であり、町民にも明らかにすべきとして質問いたします。

事業の目的と内容、調査の概要と今後の取組み、国の支援についてどのように推移して行くのか具体的にお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、地方創生推進事業の目的と事業内容、地域商社設立の目途や問題点、採算性と今後の計画について、どのように進められるのかについてであります。

はじめに、地方創生推進事業の目的と事業内容であります。目的につきましては、漁業資源の減少から厳しい経営環境にある岩内町・泊村・神恵内村の3町村において漁業資源を造成するなどし、生産物を高く販売することで漁業者の所得を向上させるとともに、最終的には、地域における雇用や経済の循環などにも好影響をもたらすこととあります。

事業内容につきましては、神恵内村、泊村と連携し、ナマコ資源の増大対策、実入りの悪いキタムラサキウニの短期蓄養試験の実施と企業化の実証、それらで生産したナマコやウニの販売を担う地域商社の設立及び運営などの3点について、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年で実施するものであります。

次に、地域商社設立の目途や問題点、採算性と今後の計画であります。地域商社につきましては、社名を株式会社キットブルーとし、岩内町・泊村・神恵内村の3町村の出資により、平成29年10月2日に設立済みであります。

設立したばかりでございますので、特段の問題点というものはありませんが、ナマコの新たな販路開拓については、相当の苦労を要するものと考えておりますし、採算性につきましては、平成32年度まで運営補助金を投入する予定としておりますので、この3年半の間に黒字に転換できるよう、会社の体質を強化していきたいと考えているところであります。

今後の計画につきましては、ナマコの増殖は、平成32年度まで毎年20万個の種苗を放流いたします。

ウニの短期蓄養企業化実証につきましては、平成32年度までに企業化を図ります。

地域商社の運営につきましては、今年度は既に販売促進用のナマコのサンプル造りを終了しているほか、12月中には、岩内で短期蓄養したウニを倶知安やニセコ方面に販売する予定としております。

また、来年度以降は通年の活動となりますので、ナマコとウニの販路の開拓などを積極的に行い、1日でも早く黒字体制を確立することで、先ほど申しあげました設置目的のとおり、地域における雇用や経済の活性化に寄与することを大いに期待しているものであります。

2 項めは、円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査事業の目的と内容、調査の概要と今後の取組み、国の支援について、どのように推移して行くのか、についてであります。

はじめに、事業の目的であります。円山リゾートエリアの自然エネルギーである地熱や小水力を利用した再生可能エネルギー事業の導入・実現可能性を調査・検討し、地域におけるエネルギー構造の高度化と転換理解の促進を図るとともに、再生可能エネルギー・省エネルギーの活用による地域振興を目指すものであります。

次に、内容と調査の概要につきましては、1つ目に、円山リゾートエリアに立地する既存の温泉施設・旅館・ホテルの5施設において、温泉熱や温泉排熱などの導入可能な再生可能エネルギーの実現性や、現況の電気・重油などの使用状況を分析し、調査結果を踏まえた、熱交換器等の設備導入に係る採算性や補助制度の提案により、省エネルギーへの転換、既存エネルギー量の削減の理解及び導入

促進を図るものであります。

2つ目に、円山リゾートエリアにおける地熱資源の調査として、地質踏査や、北海道立総合研究機構地質研究所による電磁MT探査を実施し、既にデータがある重力探査結果や文献資料を合わせ、総合的に解析し、今後の地熱資源の発電利用、熱利用の可能性の検討材料とするものであります。

3つ目に、円山リゾートエリアを流れる河川を活用した小水力発電の可能性調査として、権太川、幌内川、ニチナイ川の3河川を選定し、地形や構造物等の現地踏査、公表データ等を基にした年間流量のシミュレーション、法規制等を確認し、開発計画の検討、導入可能性を評価するものであります。

次に、今後の取組みにつきましては、調査結果がまとまった段階で、各施設への採算性を含めた設備導入に関する提案や、補助制度の紹介、また、地熱と小水力につきましては、調査結果や、国の次年度以降における補助事業の予算措置の状況などを見極めながら、発電利用・熱利用の更に具体的な検討に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、国の支援につきましては、本事業は、経済産業省のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業を活用した、10分の10の単年度の定額補助事業であります。次年度以降につきましても、国の予算措置の状況に注視しながら、円山リゾートエリアにおける再生可能エネルギーの活用を積極的に推進していくため、国の制度を有効的に利用し、再生可能エネルギー・省エネルギーの活用による地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

2 スケソ（スケトウダラ）漁業の現状と町の支援について

岩内の漁業は、江戸時代から続いたニシン漁が衰退し、漁業者は新たな水産資源としてスケソの延縄漁業に活路を見出し、長い間、町の経済を根底から支えてきました。

現在では、良質なタラコは全国ブランドとなり、たら丸・べに子が町のマスコットキャラクターとして全国に発信され、岩内と言えばスケソの町と言われるほど縁の深い魚種であります。

そのスケソ漁も今年は一隻が廃業し現在二隻で操業、来年はさらに一隻が廃業予定と聞いており、近い将来、伝統ある岩内のスケソ漁が皆無となる可能性があります。

廃業せざるを得ない理由として、国の漁獲制限や高齢化・人手不足、気象条件など様々な要因がありますが、一番の要因は漁場が遠く潮流に左右される漁業であり、資材や燃油の高騰もあり人件費を考えれば採算に合わない漁業であることです。

岩内町はこれまで二度、着業者に資材購入の補助を行った経緯がありますが、町を代表する魚であるスケソ漁を地元から絶やしてはならないと言う思いは町民の願いでもあります。

地方創生推進事業で国から多額の支援を受けている漁業がある一方で、消滅の危機にある伝統ある漁業に一筋の光明を照らすのも行政としての責務であると思います。

町はスケソ漁業の現状をどのように認識し、今後の支援策をどのように考えているのかお伺いをいたします。

【答 弁】

町 長：

はじめに、町のスケトウダラ延縄漁業に対する現状認識についてであります。

スケトウダラ延縄漁業は長く町の発展の原動力となった漁業であります。北部日本海系群の資源が減少し、TAC制度による資源管理が行われているにもかかわらず、中々資源量が上向かないことに加え、冬期間の漁のため、時化で出漁できないことも多く、本年は12月13日時点で漁獲量20トン、TAC数量枠113トンに対する消化率は18%と、非常に厳しい漁獲状況となっております。

さらに、高騰した燃油代や人件費なども加わるため、ご指摘のとおり、採算性の厳しい漁業形態であると認識しております。

次に、今後の支援策をどのように考えているのか、についてであります。町には多種多様の漁業形態があり、いずれも町の経済振興に一定の役割を果たしてきておりますので、ある特定の漁業形態に対して支援を行うことについては、まずは、漁業協同組合の意向が重要と考えております。

現時点において、漁業協同組合からスケトウダラ延縄漁業への支援に係る要望等を受けておりませんので具体の支援策は答えできませんが、一般論として申し上げれば、一経営体のみが着業する採算性の低い漁業形態に対し、行政が支援を行うことは難しいと考えており、まずは組合員の経営指導に責務を負う漁業協同組合による適切な指導や融資により、経営改善を目指していくのが良いのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、漁業振興への支援については漁業者の意向を十分に踏まえながら、費用対効果など、町として総合的な判断が必要と考えておりますので、引き続き漁業協同組合との意思疎通に配慮して参ります。

< 再 質 問 >

スケソ漁業については、単に漁業だけの問題でなく、町の水産加工業にも大きく影響する問題であります。

町長からは、漁協から支援の要望を受けていないが、一般論として一経営体のみが着業する採算性の低い漁業形態に対し、行政が支援を行うことは難しいとの答弁でありました。

そうした中においても、年々、釣りタラコの表示も難しくなっている現状や、岩内発祥といわれるタチカマの生産もできなくなってしまう現状をどう捉えているのか。

危機意識が希薄であり、町民からも到底受け入れられる答弁ではありません。

町の独自政策として、スケソ漁業者に具体的な支援を行うべきと思うが、再度答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

スケソ漁業への支援については漁業者の意向を十分に踏まえながら、費用対効果など、町として総合的な判断が必要と考えておりますので、引き続き漁業協同組合との意思疎通に配慮して参ります。

3 漁港区の現状と再整備について

岩内港は古くから天然の良港であり、緊急時の避難港としても活用され、計画的に整備が行われてきました。

近年は、イカ漁の時期には港を埋め尽くす外来船の入港で活況ある一面、漁港区として整備された漁港内に、プレジャーボートや遊漁船、廃船などの係留が目立つ様になり、漁業者から港湾を管理する岩内町に疑念の声が寄せられております。

かつてフェリー就航時には港湾管理事務所が設置され、町職員が常駐し業務を行っていましたが、現在、港湾管理はどのように日常管理されておりますか。

以前は造船所が数件あり、新造船が進水する斜路が設置されていますが、現在は全く活用されてなく、漁船以外の釣り船が陸揚げされ、別な用途に利用されていますが、造船所との協議も含め本来の漁港区として再整備するべきと思うかがいかがですか。

遊漁船などが漁港区に係留する理由の1つとして、岩内地方船舶上架公社の係船料が高額であるためとの声がありますが、現在、漁港区に係留している遊漁船などは岩内町が使用料を徴収して許可しているものか、現状の把握と今後の対応についてお伺いします。

漁港区の中には使用されていない漁船が無造作に陸揚げされ港内全体の景観を損ねていますが、町の助成制度を積極的に活用し解体処理を進めて、新たに係船を希望する漁業者の要望に応え対処するべきと考えますがいかがですか。

大和埠頭には数十年も放置されたままの廃船がいくつもあり、防犯や景観の面からも好ましくない状況が続いており一向に問題解決されていません。

船主との協議、場合によっては強制代執行も視野に前向きに取り組む時期にあると考えますが対応をお伺いします。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、現在、港湾管理は、どのように日常管理しているかについてであります。

岩内町の港湾施設の管理につきましては、建設住宅課の所管として、担当職員が岩内町港湾管理条例に基づき、港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持するために港内の点検や工事、各関係機関との調整、入出港に係る手続きなどの業務を行っているところであります。

こうした中、日常点検につきましては、担当職員が週 1 回程度、定期的に港内を巡回し目視点検を行っております。

2 項めは、造船所との協議を含め本来の漁港区として再整備するべきと思うがについてであります。

岩内町は、かつて、スケトウダラ漁が栄えたことに相まって、発動機船の隻数が年々増加し、このことに伴い造船所も増加した歴史的背景があります。

しかしながら、近年は、漁業者の数が減少していることも影響し、造船業を営む企業が少なくなっていると認識しております。

こうしたことから、船の進水のため、斜路を確保することを前提としながらも、弾力的な運用を図り、本来の目的を妨げない範囲で漁船所有者等に対し用地を貸し付けているところであります。

しかしながら、許可条件に沿わない事例もあるとのご指摘をいただきましたので、今後において、施設利用の実態調査を行ってまいります。

3 項めは、現在、漁港区に係留している遊漁船などは、岩内町が使用料を徴収して許可しているものか、現状の把握と今後の対応についてであります。

岩内地方船舶上架公社は、岩内町、泊村、神恵内村も出資している株式会社であり、他の上架施設の料金を参考にしながら、現在の料金を設定しております。

一方、町が管理している港湾施設は、岩内町港湾管理条例に基づき使用料を設定しており、それぞれ根拠の異なるものであります。

こうした中、町の繫船岸壁使用料につきましては、平成 29 年度 12 月現在、漁港区において、漁船 42 隻から使用料を徴収しているところであります。

今後の対応については、漁港区が港湾法第 40 条において水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域であることを踏まえながら、港湾利用者や岩内郡漁業協同組合等との意見交換により遊漁船等の実態把握を行い、円滑な港湾利用が図られるよう努めてまいります。

4 項めの、町の助成制度を積極的に活用し解体処理を進めて、新たに係船を希望する漁業者の要望に応え対処するべきと考えるがについてと、5 項めの放置されたままの廃船について、船主との協議、場合によっては強制代執行も視野に前向きに取り組む時期にあると考えるが対応はについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

町では、港湾区域内の環境を保全するため、漁船所有者に対して、漁船の解体費用等の一部を補助金として交付することにより、廃船、沈船の放置を防止することを目的とした港湾区域内環境整備事業補助要綱を定めているところであります。

本制度の過去 10 年間の利用実績は 14 件であります。今後においても岩内郡漁業協同組合と連携し、解体処理を進め、港湾内の環境整備に努めてまいります。

また、廃船についての対応についてですが、所有者が撤去等の措置を取らない場合、港湾管理者は、その措置が代替的作為義務で他の手段による履行確保が困難であり、不履行を放置することが公益に著しく反すると認められたときには、行政代執行法に基づき、義務者に対し戒告し、代執行書を交付したのち、代執行することができるかとされております。

しかしながら代執行につきましては、執行費用が多額となることに加え、執行後の費用回収が困難となっている事例が全国的にも多く報告されており、いわゆるモラルハザードの心配もあると予測されるところであります。

したがいまして、これまで取り組んできた現地の確認、船主等の特定、本人との協議を基軸に、先進地で成功事例として報告された海上保安庁や警察との共同による本人の面談や指導など関係機関の協力を仰ぎながら、効果的な取り組みとなるよう努めてまいります。

いずれにいたしましても、現在の港湾の形態になり15年近くが経過し、時代の変遷とともに、港湾利用の内容も変化してきていると感じており、港湾利用者や岩内郡漁業協同組合等との連絡を密にして、これからのニーズにも応えうる港湾になるよう努力してまいります。